

日本バプテスト連盟

憲法改悪を許さない私たちの共同アクション

ニュースレター

2020年 3月 18日 No.60

さいたま市南区南浦和 1-2-4 日本バプテスト連盟



国会を監視する

泉バプテスト教会 城倉 啓

新型コロナウイルスの感染をめぐる事態について憲法的に考えてみます。疫学的な観点や経済的な観点には踏み込みません。

憲法は「人権の砦」と呼ばれます。国家権力によって制約・侵害されがちな個人の権利・自由を、国家に保障させるための道具です（立憲主義）。特に「国家からの自由」と呼ばれる内容に国家が踏み込むことは厳に慎むべきです。国家からの自由の中核に「内心の自由」（19条）・「信教の自由」（20条）・「集会・表現の自由」（21条）があります。今回の事態の場合、個人の行動の自由（22条）や、学問の自由（23条）が、政府によって著しく制約されていることが問題となります。政府は教育を施す義務（26条）を3月2日から4月上旬まで放棄しようとしてきました。ただし政府は自治体や学校に「要請」しかできません。政府の意思を法律の裏付けなく強制することは憲法上困難だということを、政府自身が知っているからです。一部の議員が「緊急事態条項を憲法に書き加えたい」と思うゆえんでもあります。その延長線上にある法制化について警戒が必要です（後述）。

学問の自由は教育機関の自治や学ぶ内容の自由を保障しています。憲法前文と合わせて、政府による戦争の惨禍を防ぐための重要な装置です。それは同時に内心の自由・信教の自由・表現の自由とも直結します。明治憲法と教育勅語が教育において子どもたちをマインドコントロールすることによって戦争を推進したことを反省して日本国憲法が制定され、教育勅語は廃止されたのでした。そして公教育機関の自治が保障されました（ましてや私立学校をや）。政府の要請にこたえない学校・宗教団体・政治団体または個人に対して、不利益が及ばないように気をつけなければいけません。

その一方で日本国憲法は個人の健康を守る義務を国家に負わせています（25条）。いわゆる「国家による自由」です。この観点に立つと国家は個々人の健康を守るために権

力を用いなくてははいけません。個々人は、政府に向かって「感染の拡大を防げ」と訴えることができます。しかし現在の課題は、政府への「感染の拡大を防げ」から一步踏み出して、お互いに「感染拡大防止に協力しない者は非国民である」と言い募り合い、国益のために個人の自由を市民社会自ら縮小させてしまっていることにあります。

ところで健康が守られるべき受益者は「国民」(10 条) だけなのでしょうか。それとも「住民」(93 条) まで含むのでしょうか。これもまた一つの論点です。というのも在日中国人や朝鮮半島出身者への差別を助長しかねない状況だからです。今回の場合、社会福祉・社会保障・公衆衛生の向上は、どの範囲までが対象となるのでしょうか。日韓、日中の外交関係悪化も懸念されます。

国会議員の多数の賛成により選出された総理大臣は(67 条。議院内閣制)、有権者たちの代表です。憲法前文にあるとおり、国民は正当に選挙された国会における代表者たちを通じて行動するのですから(前文。間接民主制)、2 月末に連発された総理大臣の諸要請も尊重すべきとも考えられます。

ただし、議院内閣制であっても国会こそが国権の最高機関であり唯一の立法機関です(41 条)。上述のとおり政府からの要請には、国会で制定された法律の根拠がないので法的拘束力はありません。日本国が法律によって統治される法治国家だからです。3/10 現在、全国の各学校には休校にする義務はないし、事実政府要請に従わない自治体・学校もあります。法律の方が政令よりも上です。

「では新しい法整備だ」と前のめりになる前に、現行法で対応できないかどうかも吟味すべきです。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法。1999 年制定)と、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(新型インフル特措法。2012 年制定)がすでにあります。

感染症法に基づいて政府は1 月 28 日に新型コロナウイルスを「指定感染症」に分類しました(同法 6 条 7 項。2 月 1 日施行)。この法律に則って予防方針と計画を立て、情報の収集と公表・健康診断・就業制限及び入院・消毒その他の措置・医療を行うことが本筋です。あるいは解釈を変えて「新感染症」に分類し直しても結論は同じです(同条 8 項)。市中感染という事態の中、情報の収集と公表が真っ先になされるべきでしょう。結果論ではありますが、国会閉会中にも指定感染症ないしは新感染症と分類し、予防方針と計画を立てておけば良かったのでしょうか。ただその一方で日本は諸外国よりも感染拡大を抑制できているとも評価しえます。罰則規定の無い現行感染症法の対応で食い止めているのならば新たな法整備は不要とも考えられます。

新型インフル特措法は制定当時から、個人の自由を国家があまりにも制約しすぎるとして批判されています。特に内閣総理大臣による「緊急事態宣言」発令後、都道府県知事が学校や保育所などの使用の停止を指示できることや、大勢の人が集まる催しものの開催制限を指示できることが問題です。教会や教会付属の幼稚園・保育園・学

童も対象とされえます。この法律自体が違憲立法である疑いが強いものです。最高裁が「憲法の番人」として法律の合憲／違憲を積極的に判断できるようにしなければ（81条）、内閣法制局が憲法判断を支配する現状が変わりません。この国において三権分立が成立していないことも一つの論点です。政府は新型インフル特措法を改正する形で新法をつくる方針と報じられています。これは自民党改憲4項目の一つである緊急事態条項を加えるというものと地続きの「法律による解釈改憲」の流れにあります。安保法制が9条に対する「法律による解釈改憲」であるのと同じです。

野党が主張する「緊急事態宣言発令および解除の国会事前承認」という要件は最低限盛り込まれるべきですが、今まで一度も緊急事態宣言しなかった実績を踏まえて、この機会に新型インフル特措法から緊急事態条項や強権的な内容を削除する改正がなされるのが良いように思います。

日本国憲法は地方自治・地方分権も謳っています（92-95条）。地方自治体の意思を中央政府は尊重すべきです。新型インフル特措法制定の背景には全国知事会からの要請があったことも一定程度勘案しなくてははいけません。この国において地方分権という思想が弱いことも論点の一つです。中央政府と地方自治体の権限同士が衝突し利害が一致していない際には、「公共の福祉」（13条・22条・29条）という考え方を参考にしつつ慎重な調整が要求されます。特に今回は「全国一律小中高の休校要請」が中央政府の意思だったので、中央と都道府県の間だけではなく、都道府県レベルから基礎自治体レベルまでの丁寧な意見調整が必要です。公立中学校以下は基礎自治体が管轄しているからです。さらに言えば、隣接する地方自治体相互や、若者世代と年長者世代、小学校一年生と年長組やそれぞれの保護者たちなど、膨大な利害関係の調整が必要でしょう。民主政治とは異なる意見をもつ利害関係者間の調整だからです。

さて、元々「公共の福祉」とは、個人間の権利を調整するための考え方です。決して国益と個人の権利を取引してはいけません。憲法的には、**国家<個人**の不等式が大原則。だから、個人の行動の自由・教育を受ける自由は原則として無条件に保障されるべきです。自分の行動が他の個人の「感染しない自由」を侵す場合が例外として調整の対象となります。たとえば、自分が感染したことを知っている人が感染させることを意図して他の個人に働きかける場合です。感染しているかどうか不明の人の行動まで制約することは「人権の砦」である憲法に触れます。もちろん「咳エチケット」については、今般の事態とかかわらず子どもから大人まで身につけた方が良い公衆道徳でしょうけれども、道徳レベルの問題と人権レベルの問題との峻別が必要です。

このような状況にあって政府の行為によって振り回されずに、群衆の声にも煽られずに、自分の頭で考えて主権者らしく振る舞いたいものです。わたしたちは自由を不断の

努力で求め続けるべきです（12 条）。自由をいったん自ら手放すと、二度と手の中に戻ってこないかもしれません。歴史の教訓です。

筆者の勤めている小さな教会付属の幼稚園では、保護者に上記のような憲法上の論点整理をし、私立幼稚園が一貫して政府要請の対象外である事実と、立地自治体からの幼稚園に対する通知内容も伝えました。そして、「原則的に粛々と幼稚園の保育を卒業式・終業式まで行うけれども、子どもたちを通わせるか否かは保護者の裁量に委ね、この間の欠席はいかなる理由であれ出席停止扱いとする（本人の不利益にならないようにする）」という方針に、保護者からの理解をいただいています（3/10 現在）。

2020 年 1 月 20 日、第 201 回通常国会が開会しました。今国会の目玉の一つは、憲法審査会が開催されるか、また、そこで自由民主党が改憲 4 項目を提出し、そのうちのどれか一つが「改憲原案」となるかどうかです。改憲原案が両院それぞれの三分の二の賛成を得て発議されれば、すぐに国民投票運動期間（60-180 日）となります。

憲法アクションは、この状況に対応して新しいパンフレットを発行しました。『そもそも自民党改憲 4 項目って かわったらどうなるの』です。1 月の全国発送で加盟教会・伝道所に 1 冊ずつ無料で配付していますが、ぜひ、お求めになってください。製作協力費として 1 冊 100 円以上のご協力をいただいています。

そもそも
自民党改憲
4 項目って
かわったらどうなるの？



「慈しみとまことは出会い 正義と平和はロブケレ」
（詩編 85 編 11 節）

2019年11月4日に開催された「日本国憲法は差別を許すのか」の集会報告をお届けいたします。

先住民族問題（アイヌ民族）から見える日本国憲法の差別

旭川バプテスト教会 田森茂基

①. そもそも先住民族とは？

人間を分類する際の枠組みとして、“人種”や“民族”といった言葉があります。

“人種”とは、外見上の分類であり、現代では殆ど用いる事のない枠組みです。それに対して“民族”とは、特定のアイデンティティー（文化、価値観、歴史、言語、宗教など）を共有する集団を意味しており、現代では「フランス革命」以後の近代国家以降の枠組みとして、分類に用いられています。

また、「先住民族」という表現は、近代国家成立時に、多数派によって文化や言語を奪われた少数民族を意味しています。その為、単にその土地に昔から住んでいたという意味の“先住者”とは区別されています。日本においては、明治維新によって誕生した近代国家としての日本（明治政府）によって侵略され、土地、生活、言語などを奪われた“アイヌ民族”は、先住民族に該当し、その事は2008年に日本政府によって認められました。

明治2年に“北海道”と命名されることになる“蝦夷地”の存在は、古くは鎌倉時代から認知されており、そこで暮らす“アイヌ民族”を「夷人（いじん）」または「蝦夷（えぞ）」と呼び、それに対して自らを「和人（わじん）」と表現しました。現在の函館から松前のあたり（北海道の西側南端の“へ”の部分）は「流刑地」とされており、その結果、「渡党（わたりとう）」と区分される和人集団（主に流刑者とその子孫）が存在しましたが、彼らは“先住者”に位置づけられるため、和人が蝦夷地の“先住民族”であることにはなりません。

江戸幕府は、「鎖国」によって他国との交流を禁じた際に、「和人地（先の“渡党”と程同域）」以外の蝦夷地を「異国」に定めており、許可なく侵入した者へ厳罰を課しています（1604年に徳川家康が松前氏に宛てた黒印状の内容）。この事から、江戸時代まで蝦夷地は日本の領土ではなく、外国に位置づけられていたと言えるのです。

②. なぜ蝦夷地が北海道になったのか？

江戸時代の蝦夷地は、米の収穫が出来ない（石高0）ため、無価値な土地とみなされていました。それ故に、蝦夷地の支配を託された松前藩には、アイヌ民族との独占交易権が与えられていました。即ち、【蝦夷地の価値＝アイヌとの交易によって得られる大陸文化】であったと見られます。この事は、アイヌ民族が鎖国の影響を受けない

外国人として扱われていたことと共に、彼らが諸外国と交易を行っていたことを示しています。確かにアイヌ民族は、狩りを行い、漁を行い、農耕を苦手としていたと言われています。しかし、だからといってアイヌ民族が狩猟採取民族だというのは物事的一面だけを切り取った理解であると言えるでしょう。

鎖国の解除に伴い、隣国（対ロシア）との国境問題に直面した明治政府は、明治2年に突然、蝦夷地を北海道と改名し、「日本の領土」であると宣言します。そしてアイヌ民族を皇民化するための同化政策が施行されて行きました。その際に、「アイヌ民族が国家形成をしていなかったため、交渉相手が居なかった」とか、「アイヌ民族には文字がないので、文書による契約締結が出来なかった」といった言い訳が為されることもあります。明治以前からそれぞれの“コタン（集落）”が主権団体として認められている事から、明治政府が蝦夷地を「無主の地」として支配に関する一切の権限を奪って自国領土に組み込んだ“蝦夷地の侵略＝植民地政策”は、国際法を無視した蛮行であると言って良いでしょう。そして、ここで試験的に施行された“同化政策”が、やがて琉球や朝鮮半島および東アジア支配において展開して行くことになるのです。

また、アイヌ民族は、鎖国によって諸外国との交流を絶っていた和人に比べ、遙かに国際的な感覚と技術を身につけていたと見られています（複数の言語の使い分けや、交渉術など）。蝦夷地の支配を、未開な土地の“開拓”及び、文化的に未成熟なアイヌ民族の“教導（皇民化）”を大義名分に掲げた明治政府にとって、和人に先立ってアイヌ民族が諸外国との交流を盛んに行うことは避けたい事柄でした。その為に、まず彼らの言語を統制（アイヌ語だけでなく、英語や中国語、ロシア語も禁止）し、その上で、彼らが狩猟民族という情報を流布し、弥生時代以前の生活を続けている未開人であるとの印象を拡散させたのです。

※近代国家日本における国策としてのアイヌ差別 ～その①～

③. 法律から見るアイヌ差別

◇1899年（明治32年）「北海道旧土人保護法」制定

アイヌ民族を日本人として扱う（納税義務など）ようになったことで、困窮を極めたアイヌの人たちの生活を保護する為に施行された「北海道旧土人保護法」ですが、実際には更なる同化政策の強化と、諸外国からの蝦夷地侵略に対する非難の声を緩和する目的であったと見られます。この時点で日本政府は、アイヌ民族を“先住民族”とは認めておらず、“先住民族”に当然認められるべき“先住権”をはじめとする様々な権利は無視されており、アイヌの人々の為と良いながら、実際には政府の為の政策であったとの見方が出来ます。その点は、法の名称や、支配からこの法の制定までに30年が経過している事実にも表われていると言えるでしょう。

※近代国家日本における国策としてのアイヌ差別 ～その②～

◇1947年「日本国憲法」施行

アジア太平洋戦争の敗戦により、開戦の基盤となった「大日本帝国憲法（1889年制定）」は廃止され、新たに「日本国憲法」が制定されました。しかし、この時にも“先住民族”の存在は認知されておらず、当然ながらアイヌ民族の“先住権”をはじめとする、明治2年以降奪われ続けている権利についての言及も一切ありません。そもそも憲法とは、各地で起きた「市民革命」以降に誕生した近代国家において、権力者の横暴から人民（people）の権利や利益を守る為の“盾”として、制定されたものだと言えます。この点から見ると、憲法において人民である“アイヌ民族”に関する規定がないのは当然のことだと言い得ます。しかしその場合、憲法の規定外において、先住民族の権利が認められていることが前提となりますが、先住民族としての権利を認めない「北海道旧土人保護法」が改正されることはありませんでした。

もし仮に、憲法の中に“先住権”に関する規定があったならば、それは自国による先住民族に対する侵略と、同化の強要を認めることとなります。また当時は「日本国民は単一民族によって構成された皇民」という価値観であった為、先住民族の認定は起こりえなかつただろうと想像されます。その点に注目するとき、天皇制を否定せず、その結果、先住民族の存在そのものを否定した日本国憲法は、差別を推奨しており、憲法として不十分であると言えるでしょう。

※近代国家日本における国策としてのアイヌ差別 ～その③～

◇1997年「アイヌ文化振興法」の施行（「北海道旧土人保護法」の廃止）

この新法には、2つの軸がありました。即ち「アイヌ文化の振興」と「国民への知識の普及・啓発」です。しかしこの法も、問題の表面部分しか扱っておらず、核心となる“先住権”をはじめとする先住民族の権利については一切触れることも、認めることもしていませんでした。

※近代国家日本における国策としてのアイヌ差別 ～その④～

◇2019年「アイヌ施策推進法」の施行

2008年に日本政府が、アイヌ民族を日本の“先住民族”として認めるとの宣言を出して以降に施行された、初めてのアイヌに関する法律となりました。その為、これまでの課題の改善に期待がりましたが、実態は2020年に開業予定の「民族共生象徴空間構成施設 ～ウポポイ～」の設置を正当化する法であり、これにより（盗掘された）遺骨返還問題に終止符を打とうとするものであると見られます。

推進法と命名されていますが、実際の内容は日本政府における「アイヌ対策法」に過ぎず、当然ながら“先住権”は認めていません。なお、祭事に用いるための漁などについて、一部“漁業権”が認められているかのような表現がありますが、関係省庁の許可が必要（支配下にあることの明言）とされており、真の意味での権利の回復とは言えません。また、第4条において「何人もアイヌの人々に対して、アイヌである

ことを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と定めていますが、このことは本来、日本国憲法において「基本的人権の尊重」として定められている事柄です。それを、わざわざ別途表記する事から、2つの可能性が考えられます。一つは、日本政府はアイヌの人々を日本国憲法の保護外である“外国人居住者”と位置づけている可能性。もう一つは、日本政府は日本国憲法において差別は禁止されていないと捉えている可能性です。或いは、その両方かもしれません。

※近代国家日本における国策としてのアイヌ差別 ～その⑤～

④. 私の思うこと

◇「なつぞら」に物申したい

北海道命名150年を意識した、NHK朝の連続ドラマ小説「なつぞら」が放送されました。日本のアニメーションの初期を支えた実在する女性アニメーターを主役に据えながら、なぜか北海道出身という設定となり、開拓者に焦点を当てた作品であった一方で、先住民族に関する描写は全くと言って良いほどありませんでした。北海道命名150年を記念し、北海道の歴史を物語るという事であれば、半分以下であるし、民族共生象徴空間の準備期間中であることを踏まえると、“共生”を“同化”と同義語と考えているとしか思えず、極めて残念です。

◇差別の構造

アイヌ民族に対する差別と向き合うとき、課題の大きさに戸惑い、焦りを覚えたり、自己嫌悪に陥ったり、問題を知ってなお北海道民として居住し続けることに自己矛盾を感じて苦しむことがあります。その時に覚えておきたいのは、差別の構造は「和人 対 アイヌ」ではなく、「日本政府 対 アイヌ民族」であるという事です。そのような構造の中で、私たちは一市民として、どう生きるのかが問われているのだと思われます。

◇熱くならず

アイヌ民族の文化と歴史を学ぶ中で、私が直接聞いた中で忘れられないのが、「アイヌの問題で一番やっかいなのが、歴史を知って熱くなり、声を荒げて暴走する和人である」という言葉です。わたしは和人をルーツにする者であり、アイヌの問題に関しては被害当事者ではなく、代弁者にもなれず、加害側にいることを忘れずに、これからも学びを積み、自らの内にある加害性と向き合い、“和解のつとめ”を意識しつつ、冷静に取り組みを続けて行きたいと願っています。

参考文献：「アイヌの法的地位と国の不正義」市川守弘（寿郎社）